

# フィデリティ・ バランス・ ファンド

追加型投信／内外／資産複合  
2014.2.27

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券) 資産複合(株式(一般)、 債券(一般))資産配分変更型	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社〔ファンドの運用の指図を行なう者〕

## フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2013年12月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…  
3兆9,904億円(2013年12月末現在)

受託会社〔ファンドの財産の保管及び管理を行なう者〕

## 三菱UFJ信託銀行株式会社

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・バランス・ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年2月26日に関東財務局長に提出し、2014年2月27日にその届出の効力が生じております。

●ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

〈照会先〉**フィデリティ投信株式会社**

●フリーコール：**0120-00-8051** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

●ホームページ：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>



# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドは、信託財産の安定した好収益を目指したバランス運用を行なうことを基本とします。

## ファンドの特色

- 1 日本を含む世界各国の株式、債券および短期金融商品に分散投資を行ないます。
- 2 資産配分については、複合ベンチマークの配分を中心とした緩やかな調整を行ないます。
- 3 株式部分については、個別企業分析により、成長企業を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。
- 4 株式以外の部分については、安定性を重視した運用を行ないます。
- 5 個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 6 株式、債券および短期金融商品の組入比率は原則として高位を維持します。
- 7 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- 8 以下の株式や債券の代表的な指数を次の割合で合成した複合ベンチマーク(円ベース)を運用目標とし、長期的に当該複合ベンチマークを上回る運用成果をあげることがを目標とします。(ベンチマークとの連動を目指すものではありません。)

ベンチマーク	構成割合
TOPIX(配当金込)*1	25%
MSCIワールド・インデックス(除く日本/税引前配当金込)*2	25%
シティ日本国債インデックス*3	15%
シティ世界国債インデックス(除く日本)*3	10%
シティ世界マネーマーケット・インデックス1ヶ月ユーロ預金インデックス(円セクター)*3	15%
シティ米短期国債インデックス1ヶ月米国債インデックス*3	10%

\*1 TOPIX(配当金込)とは、東証発表値を指します。

※TOPIXには配当収益を考慮している指数(TOPIX(配当金込))と考慮していない指数があります。通常、新聞紙上等に掲載されているTOPIXは後者で、ファンドのベンチマークとは異なります。

\*2 MSCIワールド・インデックス(除く日本/税引前配当金込)とは、MSCI Inc.の算出する、世界主要国の株式市場の動きを示す指数です。MSCIワールド・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

\*3 各指数はシティグループ・グローバル・マーケットの算出によるものです。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

※ファンドは「フィデリティ・バランス・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

## [運用の委託先]

マザーファンドにかかる運用の一部につき、次の委託先に運用の指図に関する権限を委託します。

委託先名称	委託する業務の内容
ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの米国、カナダおよびエマージング・マーケット(アジアを除きます。)の株式に関する運用の指図を行ないます。
FILインベストメント・マネジメント(シンガポール)・リミテッド	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの日本を除くアジアの株式に関する運用の指図を行ないます。
FILインベストメンツ・インターナショナル FILジェスチョン <sup>(注)</sup>	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドのヨーロッパの株式に関する運用の指図を行ないます。
FILインベストメンツ・インターナショナル	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの株式以外の有価証券および金融商品に関する運用の指図を行ないます。

※日本の有価証券および金融商品に関する運用の指図は、委託会社も行なうことができるものとします。

※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシーは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。ピラミスは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

※FILインベストメント・マネジメント(シンガポール)・リミテッド、FILインベストメンツ・インターナショナル、FILジェスチョンおよびフィデリティ投信株式会社は、FILリミテッドの実質的な子会社です。FILリミテッドは、資産運用業界におけるグローバル・リーダーとして、英国、欧州、中近東およびアジア太平洋地域を含む世界20以上の国や地域で、個人投資家や機関投資家に向け、幅広い資産運用サービスを提供しています。

(注)2014年5月2日付けで、当該業務の運用の委託先を現在のFILインベストメンツ・インターナショナルからFILジェスチョンに変更を予定しています。当該変更に向けて、2013年7月22日から2014年5月1日までをFILインベストメンツ・インターナショナルからFILジェスチョンへの業務の移行期間として設けています。なお、この移行期間においては、引き続きFILインベストメンツ・インターナショナルが最終的な責務を担い、FILジェスチョンは運用の補佐としての立場を担います。

## ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外株式、国内外債券、短期金融商品等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

## 主な投資制限

株式への実質投資割合	70%未満とします。
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の株式への実質投資割合	取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

## 収益分配方針

毎決算時(原則11月30日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。※ただし、必ず分配を行なうものではありません。
  - 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様様に帰属します。したがって、投資者の皆様様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
信用リスク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマーシング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。
金利変動リスク	公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
デリバティブ(派生商品)に関するリスク	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。
エマーシング市場に関わるリスク	エマーシング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
ベンチマークに関する留意点	ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
分配金に関する留意点	分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

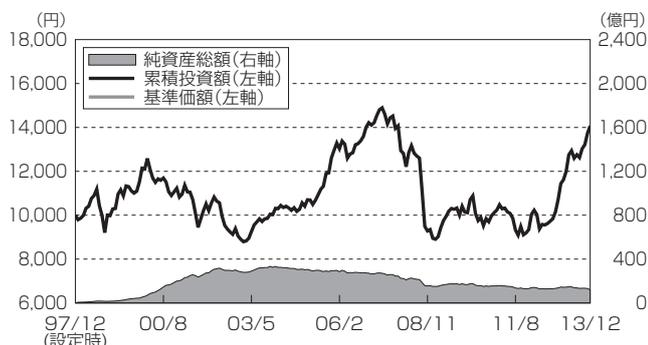
- 運用部門 部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。
- 運用に関するコンプライアンス部門 法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

# 3. 運用実績

(2013年12月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。  
 ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。  
 ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

## 基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。  
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

## 主要な資産の状況(マザーファンド)

### 資産別組入状況

日本株式	27.6%
外国株式	28.4%
北米	17.2%
欧州	9.1%
その他	2.1%
円建債券	12.7%
外貨建債券	9.4%
円建短期金融商品	9.6%
外貨建短期金融商品	7.5%
現金その他	4.7%

※短期金融商品には残存期間1年未満の債券を含みます。  
 ※株式には投資証券、リート、ワラントを含みます。  
 ※外貨建債券には債券型投信を含みます。

### 株式組入上位5銘柄

順位	銘柄	国*	業種	比率
1	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	1.7%
2	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	1.5%
3	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	1.2%
4	本田技研工業	日本	輸送用機器	1.1%
5	東レ	日本	繊維製品	1.0%

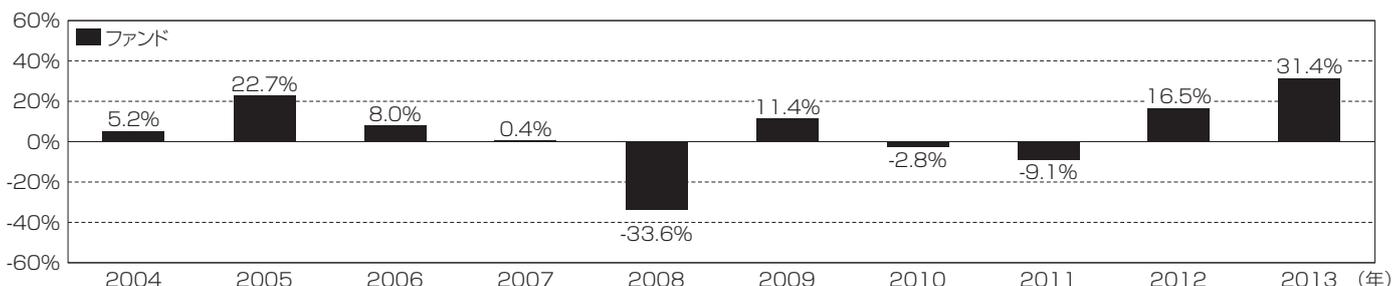
(※発行体の国籍ベース)

### 債券組入上位5銘柄

順位	銘柄	国*	比率
1	第312回 10年国債 1.2% 2020/12/20	日本	11.0%
2	第313回 2年国債 0.1% 2014/02/15	日本	9.6%
3	FF-US DOLLAR BOND FUND Y-ACC-USD	ルクセンブルグ	3.5%
4	USTN 0.25% 2014/02/28	アメリカ	3.4%
5	第140回 20年国債 1.7% 2032/09/20	日本	1.7%

(※発行体の国籍ベース)

## 年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、収益分配金(税込)を再投資したものとみなして算出しています。

基準価額	14,072円
純資産総額	120.9億円

## 分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税込)
2009年11月	0円
2010年11月	0円
2011年11月	0円
2012年11月	0円
2013年12月	0円
設定来累計	0円

### 組入上位5カ国(発行体の国籍ベース)

日本	49.9%
アメリカ	21.5%
イギリス	3.7%
ルクセンブルグ	3.6%
フランス	3.1%

※CD/CP除く

### 通貨別組入状況

日本円	51.4%
アメリカドル	31.4%
ユーロ	9.6%
イギリス・ポンド	3.2%
その他	4.4%

### 株式組入上位5業種

輸送用機器	4.8%
電気機器	4.6%
銀行業	3.4%
機械	1.7%
繊維製品	1.5%

### 外国株式

医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	2.9%
資本財	2.7%
エネルギー	2.6%
各種金融	2.4%
ソフトウェア・サービス	2.3%

※日本株式は東証33業種、外国株式はMSCI/S&P GICS\*に準じて表示しています。  
 ※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。  
 ※ファンドは短期資金の運用の一環として、委託会社が設定した「フィデリティ・円キャッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)」に投資する場合があります。これはあくまでも短期資金の運用であるため、株式・債券組入上位5銘柄には含まず、資産としては「現金・その他」に分類したてております。  
 なお、未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入の申込期間	2014年2月27日から2015年2月25日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、ファンドの有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(1997年12月1日設定)
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年11月30日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 ※2014年7月1日以降、以下の通り変更される予定です。 原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ( <a href="http://www.fidelity.co.jp/fij/">http://www.fidelity.co.jp/fij/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎年11月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている投資者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### [ファンドの費用]

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 **3.15%\*1 (税抜3.00%) を上限**として販売会社が定めます。  
\*1 2014年4月1日以降は、**3.24%**となります。

信託財産留保額 ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの純資産総額に対し、**年1.6065%\*2 (税抜1.53%)**の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。  
\*2 2014年4月1日以降は、**年1.6524%**となります。なお、下記の配分についても相応分上がります。

#### 【運用管理費用(信託報酬)の配分】 (年率)

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して	1.6065%(税抜1.53%)
	委託会社	0.7665%(税抜0.73%)
	販売会社	0.735%(税抜0.70%)
	受託会社	0.105%(税抜0.10%)

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。

その他費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、立替金の利息等	ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### [税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2014年1月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

